

## 官公庁届出事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。  
九州厚生局大分事務所に下記のとおり届出しております。

- 電子的診療情報連携体制整備加算 3（初・再診料）
- 外来・在宅ベースアップ評価料 1

## その他お知らせ

### ○ 電子的診療情報連携体制整備加算 3（初・再診料）

当院は診察室等において、オンライン資格確認等システムにより、患者様の十分な診療情報等（薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報）を取得・活用して診療を実施している保険医療機関です。

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。また、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

### ○ 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

医薬品の供給状況を踏まえつつ、近隣薬局とも連携の上、当院では「一般名処方※」を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方・・・後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分である一般的な名称で処方すること

### ○ 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）について

令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、「特別の料金※1」がかかるようになりました。

当院では、対象の医薬品について「一般名処方※2」で処方箋をお渡しいたします。

保険薬局に、有効成分が同一の医薬品が複数あれば、調剤薬局の薬剤師と相談の上、先発医薬品・後発医薬品どちらでもご自身で選択できます。後発医薬品を選んだ場合、特別な料金はかかりません。

※1 特別の料金・・・先発医薬品と後発医薬品の薬価差の2分の1相当。医療保険の患者負担とあわせてのご負担となります。

※2 一般名処方・・・後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分である一般的な名称で処方すること